

＜参考＞ 都立九段高校移譲のための条件

10月22日に「千代田区立中等教育学校に関する協議会」において定めた「都立九段高校移譲のための条件」は以下の通りである。

(1) 九段高校の伝統・校風の継承・発展

- a. 教養教育の充実を柱に、文武両道の九段高校の校風・伝統を継承する。
- b. 至大荘行事など伝統的学校行事については、これを尊重し継承する。
- c. 「九段」の校名は継承する。
- d. 「校歌」「校旗」「校章」についても、一定の継続性を保つ。
- e. 九段高校の同窓会と区立中等教育学校の同窓会の連続性を図る。

(2) 九段高校の進学実績の維持・発展

- a. 6年間の計画的・継続的なカリキュラムの下、キャリア教育を充実し、生徒の適性に応じた進路の実現を図る。
- b. コミュニケーション手段としての外国語教育を推進するなど、国際理解教育の充実を図る。
- c. 千代田区内の学校・企業・商工団体等と連携し、IT教育の充実を図る。
- d. 校外施設を活用した滞在型学習を通して、幅広い視野を持つ人材の育成を図る。
- e. 学問・研究への探究心を養うため、大学等との連携を通して、土曜講座等を実施する。

- f. 公開講座、部活動を通して、地域社会に開かれた学校の役割を担う。

(3) 「活力ある生徒」という九段高校の生徒像の維持

- a. 入学者については、千代田区民と区民以外の都民の比率は 1:1 を目途とする。
- b. 入学者の選考に際しては、面接・論文等により入学者の適性を検証する。
- c. 活力維持の観点から、一定の学級規模を確保する。基本的に都立の中等教育学校と同規模とし、一学年 150 名～160 名、全校生徒 900 名～960 名程度とする。

(4) 人事上の対応

- a. 採用は千代田区が行うが、教員確保等については、東京都教育委員会との連携を図る。
- b. 採用事務・人事異動・研修等(採用事務・研修の都への委託、都の教員との一定の交流枠設定等)に関しては、引き続き東京都教育委員会と調整し、実施方法を検討する。

(5) 移譲に向けての準備体制の整備

- a. 千代田区への移譲が決定した段階で、開設準備に着手する。
- b. 平成 15 年度早期に、教員を含む開設準備室を設置する。
- c. 千代田区への移譲が決定した以降、東京都教育委員会、九段高校、千代田区教育委員会、九段中学校による開設準備委員会(仮称)を設置

し、九段高校の伝統・校風の継承・発展の方法、教育課程等についての検討を行う。

(6) 学校運営について

区立中等教育学校の学校運営については、同窓会等の代表者の意見の反映を図る。

(7) その他

a. 学校間の接続

東京都教育委員会は、九段高校と区立中等教育学校の接続が円滑に行えるよう、必要な支援を行う。両校の接続に際しては、九段高校の伝統・校風が継承されるように十分な配慮を行う。

b. 教育内容

東京都教育委員会は、区立中等教育学校の教育目標、教育方針の策定、教育課程の編成等に関して、千代田区に対して必要な支援を行う。

c. 財産移管

九段高校の敷地・建物については、原則として、有償で千代田区に移管する。減額等の措置については、必要に応じて、別途、東京都と千代田区の間で協議するものとする。

d. 東京都立の中高一貫教育校との連携

東京都が設置する中高一貫教育校との間で、教育課程の編成・入学者選抜等について、必要な情報交換等を行う。